

## 5. 事後調査の方法

### 5.1 調査の目的

本調査は、本事業に係る工事の着手後に、本事業の実施が環境に及ぼす影響を把握し、評価の指針に照らして本事業の影響を検証するとともに、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることなどにより、周辺地域の環境保全を図ることを目的とする。

### 5.2 調査計画

#### (1) 調査項目等

事後調査の対象とする調査項目等は、表-4 に示すとおりである。

表-4 事後調査の対象とする調査項目及び調査時期

環境影響要因		調査項目	調査内容
施設の利用	施設の供用	騒音	施設騒音
		廃棄物	種類別発生量・排出量
		地球環境	エネルギー消費量
施設関係車両の走行	騒音・振動	道路交通騒音・振動、交通量	
建設工事	建設機械の稼働	騒音・振動	建設作業騒音
		建設機械の稼働状況	種類・形式別の稼働台数・稼働時間等
	工事関係車両の走行	騒音・振動	道路交通騒音・振動、交通量
		工事関係車両の稼働状況	種類・形式別の台数等
	土地の改変	廃棄物・残土	種類別発生量・排出量
	その他	アスベスト	除去・処理状況

#### (2) 調査内容

事後調査の調査項目、調査時期・頻度、調査地点・範囲及び調査手法は、表-5 に示すとおりである。なお、事後調査の内容は、建設工事については工事の進捗状況、発生交通の状況等を、また、施設の利用については供用後の周辺状況を踏まえて、適宜見直しを行う。

#### (3) 調査結果の評価の方法と対策

事後調査結果について、環境影響評価書に記載した環境保全目標との対比、予測結果や現況データ、予測の前提条件等との比較を行うことにより、対象事業の環境影響の程度を評価する。なお、評価の結果、対象事業により顕著な環境影響があると認められた場合には、関係機関と協議のうえ、適切な対策等を検討・実施する。

## 6. 事後調査報告書の提出時期

建設工事：原則として着工後1年ごとに工事工程を勘案しながら、事後調査結果を報告書としてとりまとめ、提出する。（暫定活用期間は除く。）

施設の利用：事後調査終了後、結果を報告書としてとりまとめ、提出する。

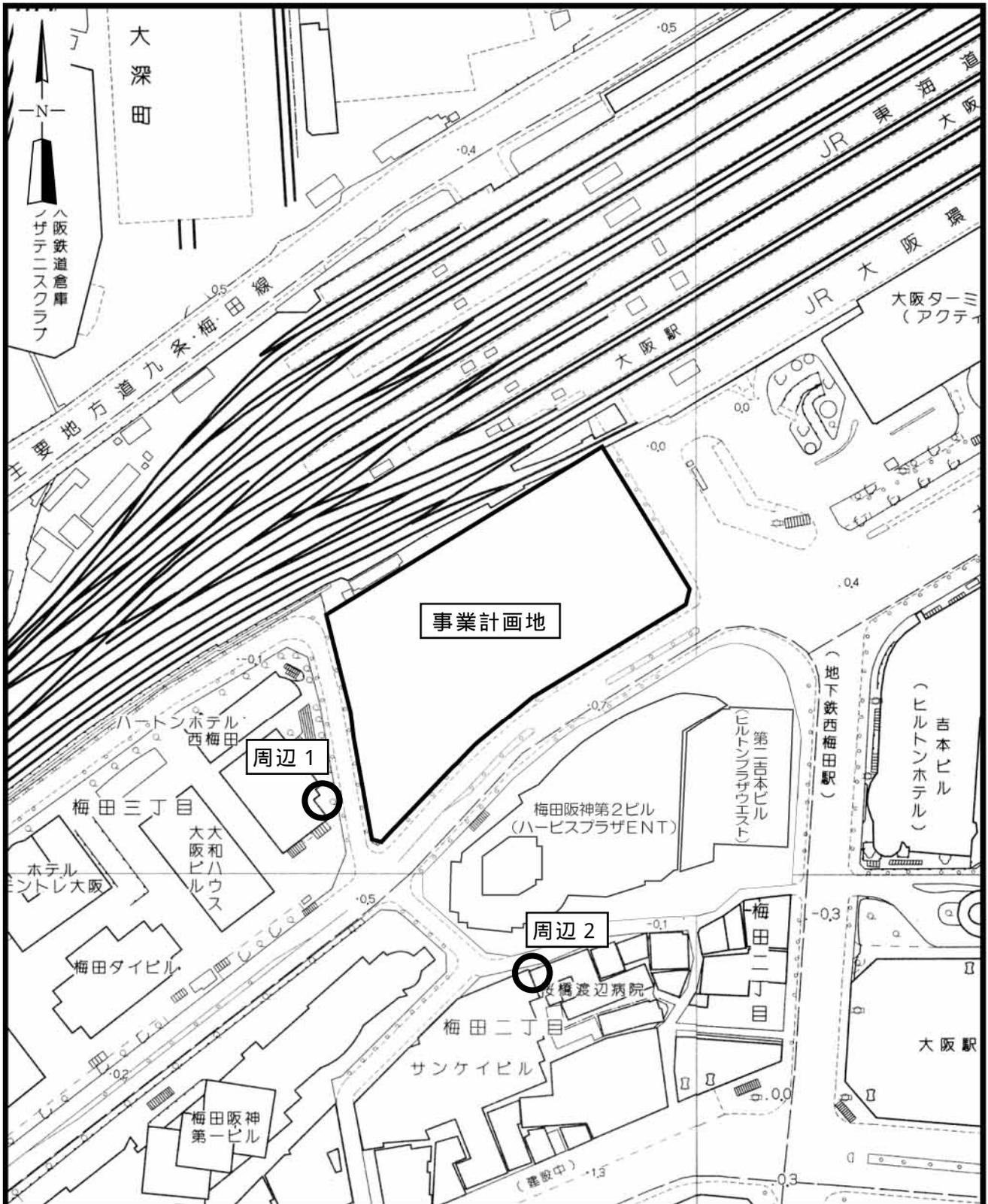
表-5(1) 事後調査内容（建設工事）

調査項目		調査手法	調査地点・範囲	調査時期・頻度	評価指針
建設機械・工事関係車両の稼働状況	種類・型式別の稼働台数・稼働時間等	工事作業日報の整理等による	事業計画地内	工事期間中	環境保全の観点から、環境負荷の低減に配慮された工程になっていること
騒音・振動	建設作業騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音 JIS Z8731 「環境騒音の表示・測定方法」に準拠して測定する。測定高さは地上 1.2m とする。</li> <li>振動 JIS Z8735 「振動レベル測定方法」に準拠して測定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界：1 地点（調査時の工事状況により決定）</li> <li>事業計画地周辺：2 地点（図-8(1)参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>暫定活用期間前・暫定活用期間後それぞれについて、工事最盛期の平日 各 1 日（着工後 7 か月目、69 か月目）</li> <li>夜間工事を実施する場合には最盛期の平日 1 日</li> <li>1 日 24 時間について、毎正時から 10 分間測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音 特定建設作業に係る騒音の規制基準値（85 デシベル）以下であること</li> <li>振動 特定建設作業に係る振動の規制基準値（75 デシベル）以下であること</li> </ul>
	道路交通騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>等価騒音レベル（<math>L_{Aeq}</math>）</li> <li>振動レベルの 80% レンジ上端値（<math>L_{10}</math>）</li> <li>交通量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音 JIS Z8731 「環境騒音の表示・測定方法」に準拠し、測定高さは、地上 1.2m とする。</li> <li>振動 JIS Z8735 「振動レベル測定方法」に準拠して測定する。</li> <li>交通量 調査員による計数を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画地周辺の工事関係車両主要通行ルート沿道：2 地点（図-8(2)参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事最盛期の平日 1 日（着工後 69 か月目）</li> <li>騒音：1 日 24 時間連続調査</li> <li>振動：1 日 24 時間について毎正時から 10 分間測定</li> <li>交通量：1 日 24 時間連続調査</li> </ul>
廃棄物・残土	月別・種類の発生量・排出量及びリサイクル量	工事作業日報の整理等による	事業計画地内	工事期間中	環境保全の観点から、発生量・排出量の抑制及び適切なりサイクル・処理がなされていること
アスベスト	除去・処理状況	工事作業日報の整理等による	事業計画地内	工事期間中	関係法令等に基づき適切に措置していること

注：表中の工事最盛期の時期は、環境影響評価書の予測の前提に記載した工事工程をもとに想定した時期をそれぞれ記載しており、工事の進捗状況等により変更する可能性がある。

表-5(2) 事後調査内容（施設の利用）

調査項目		調査手法	調査地点・範囲	調査時期・頻度	評価指針
騒音・振動	施設騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音 JIS Z8731 「環境騒音の表示・測定方法」に準拠して測定する。 測定高さは地上1.2mとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画地敷地境界：2地点 (図-8(3)参照)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設供用後（全体供用後）</li> <li>施設の利用が定常状態となる全施設開業後2年目の平日・休日の各1日</li> <li>24時間連続測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場・事業場における騒音の規制基準値（昼間：65デシベル、朝・夕：60デシベル、夜間：55デシベル）以下であること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>等価騒音レベル（<math>L_{Aeq}</math>）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JIS Z8731 「環境騒音の表示・測定方法」に準拠して測定する。 測定高さは地上1.2mとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画地周辺：2地点 (図-8(3)参照)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境基準（昼間：70デシベル、夜間：65デシベル）の達成と維持に支障を及ぼさないこと</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通騒音・振動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音 JIS Z8731 「環境騒音の表示・測定方法」に準拠し、測定高さは、地上1.2mとする。</li> <li>振動 JIS Z8735 「振動レベル測定方法」に準拠して測定する。</li> <li>交通量 調査員による計数を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画地周辺の施設関係車両主要通行ルート沿道：2地点 (図-8(2)参照)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設供用後（全体供用後）</li> <li>施設の利用が定常状態となる全施設開業後2年目の平日・休日の各1日</li> <li>騒音：1日24時間連続調査</li> <li>振動：1日24時間について、毎正時から10分間測定</li> <li>交通量：1日24時間連続調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音 環境基準（昼間：70デシベル、夜間：65デシベル）の達成と維持に支障を及ぼさないこと</li> <li>振動 道路交通振動の要請限度（昼間：70デシベル、夜間：65デシベル）以下であること</li> </ul>
	廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>記録台帳の整理等による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画地内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設供用後（全体供用後）</li> <li>施設の利用が定常状態となる、全施設開業後2年目の1年間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全の観点から、発生量・排出量の抑制及び適切なりサイクル・処理がなされていること</li> </ul>
	地球環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気、ガス、水道等の使用実績の整理等による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画地内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設供用後（全体供用後）</li> <li>施設の利用が定常状態となる、全施設開業後2年目の1年間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全の観点から、エネルギー使用量の抑制及び適切な配慮がなされていること</li> </ul>



○ 建設作業騒音・振動調査地点（周辺）

建設作業騒音・振動調査地点（敷地境界）の位置については、調査時の工事状況により決定

大阪市発行の「大阪市地形図（1:2,500 No. 36,37）」を使用

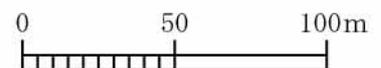


図-8(1) 工事最盛期における建設作業騒音・振動の調査地点

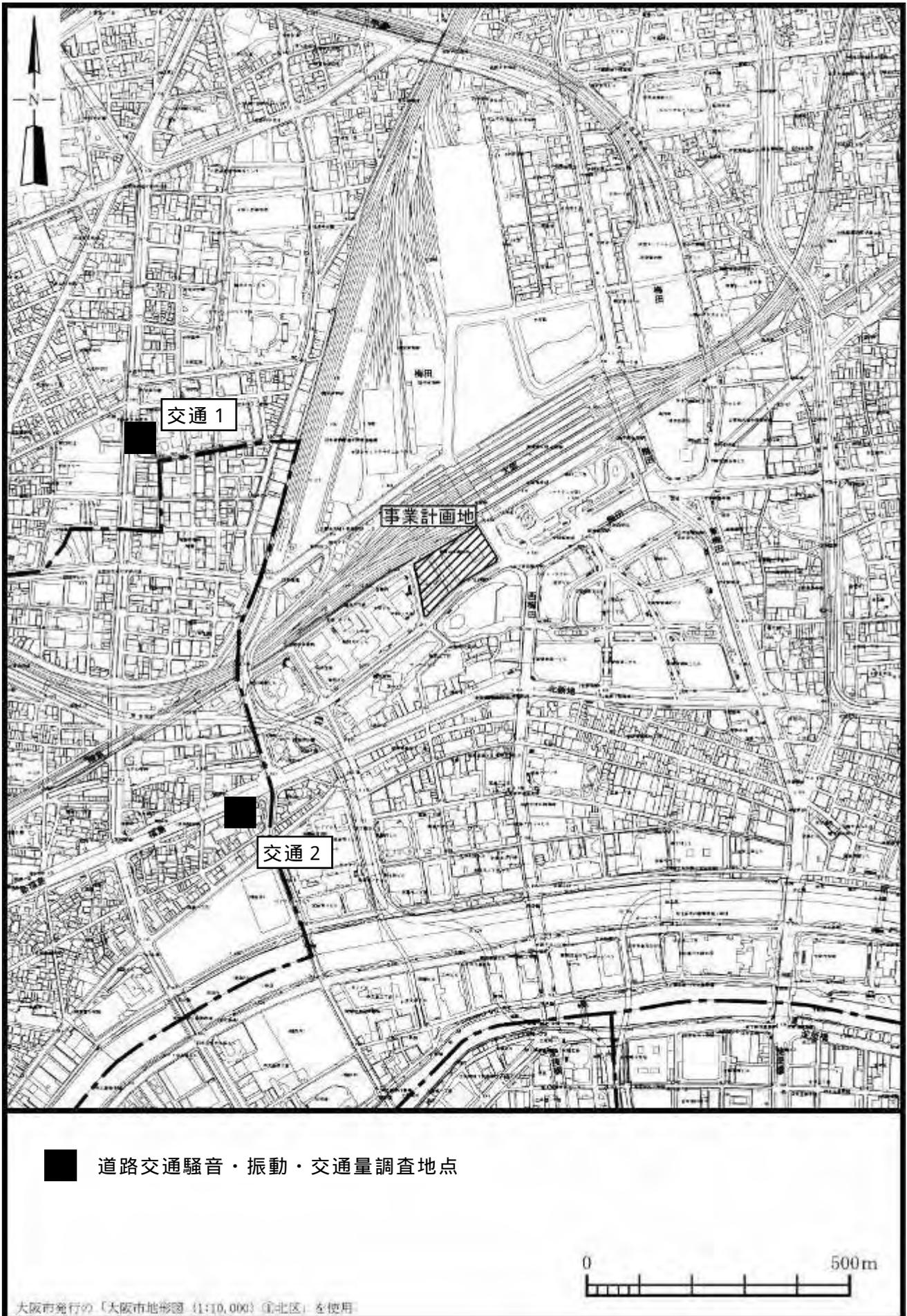


図-8(2) 道路交通騒音・振動の調査地点

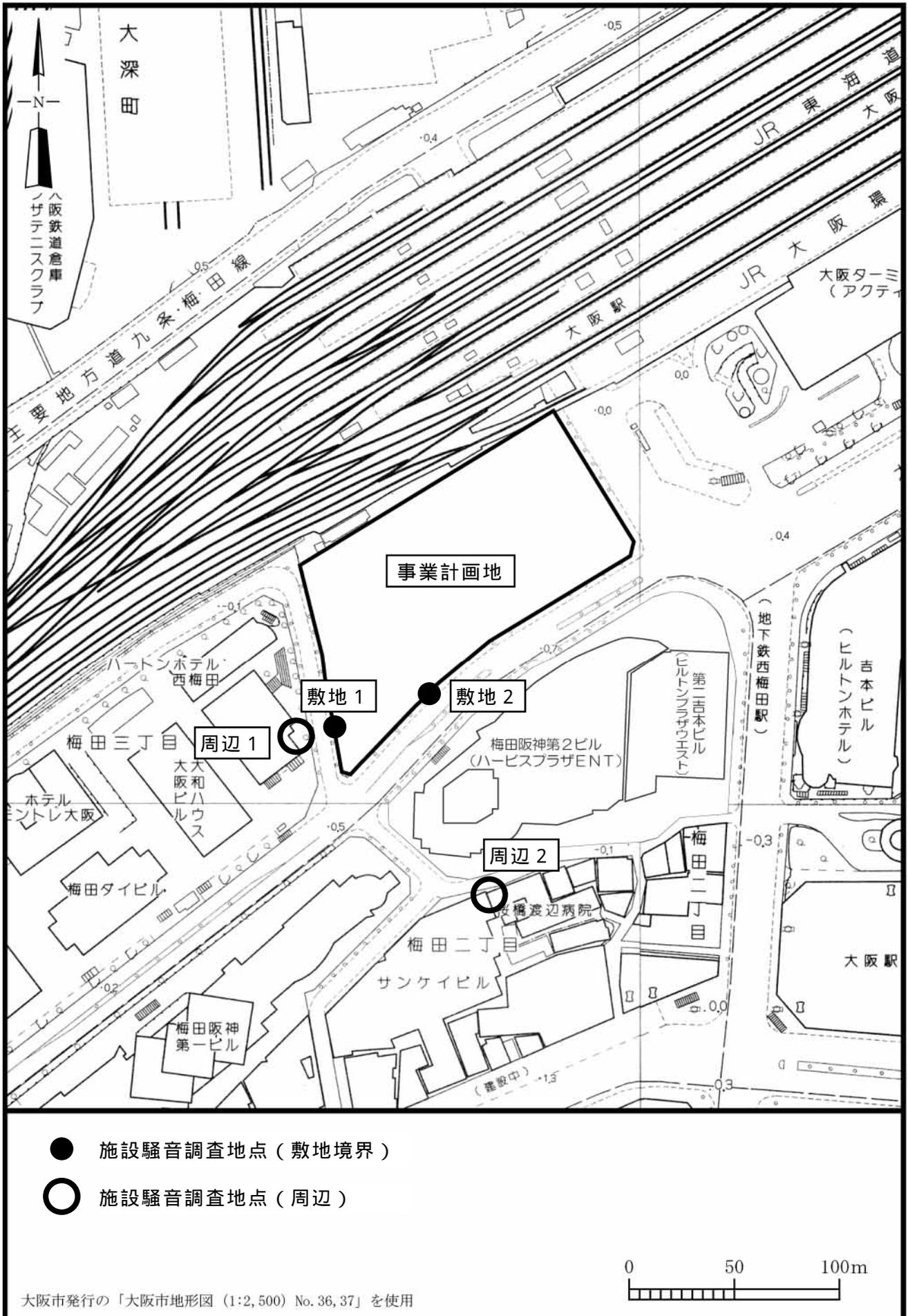


図-8(3) 施設供用後における施設騒音の調査地点